

香美市告示第175号

香美市競争入札心得を次のように定める。

令和7年9月25日

香美市長 依光 晃一郎

香美市競争入札心得

香美市競争入札心得（平成22年香美市告示第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 香美市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他契約（公有財産及び物品の売払いに関する契約を除く）における一般競争入札及び指名競争入札（電子入札システム（入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）を利用して行うものを除く。以下「競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

（競争入札に参加できる者）

第2条 競争入札に参加できる者は、次のとおりとする。

- （1） 一般競争入札にあつては入札公告に定める入札参加資格要件を満たす者
- （2） 指名競争入札にあつては指名通知を受けた者

（入札保証金）

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に規則第7条（規則第29条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第8条（規則第29条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りでない。

（入札の方法等）

第4条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他入札ごとに定める契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、指定の入札日時までに指定の入札場所に赴き、入札に参加するものとする。
- 3 入札は、入札書（様式第1号）により行うものとする。
- 4 代理人は、当該代理人が入札手続を受任していることを証する委任状（様式第2号）を入札執行者

に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることができない。

- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

(工事費内訳書)

第5条 建設工事に係る競争入札において、入札参加者は、入札時（再度入札時を除く。）に工事費内訳書（様式第3号）を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第6条 入札書に記載する入札金額（以下「入札金額」という。）は、入札参加者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。ただし、入札公告又は指名通知において別に指示がある場合は、その指示による。

- 2 入札金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- 3 投かんする前の入札書の記載事項の訂正は、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載して行うものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、入札金額は、訂正することができない。
- 5 入札に参加した者（以下「入札者」という。）は、一旦投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しをすることができない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為のほか、公正な入札を妨げる行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 一般競争入札において、当該入札公告に定める入札参加資格要件を満たす入札参加者がいないとき。
- (3) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者等が1者となったとき。
- (4) 入札参加者等が1者もいなくなったとき。
- (5) 入札参加者等が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと

認められるとき。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者等は、入札書を投かんするまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、次に掲げる方法によりその旨を申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届(様式第4号)を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)すること。

(2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合は、その旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受けること。

3 次の各号のいずれかに該当する入札参加者等は、入札を辞退したものとみなす。

(1) 指定の入札日時に指定する入札場所にいない場合

(2) 入札執行中に指定する入札場所を無断で離れた場合

(3) 入札執行中に入札しない場合

4 入札を辞退した者又は入札を辞退したものとみなされた者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 入札金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書による入札

(2) 入札参加者の記名及び押印(代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印)を欠く入札書又は氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、その意思表示が不明瞭である入札書による入札

(3) 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者による入札

(4) 再度入札において、その前回の入札の最低入札価格以上の入札を行った場合

(5) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第3条ただし書の規定により入札保証金の納付を免除された者を除く。)が入札した場合

(6) 第5条で工事費内訳書の提出が必要な入札において、工事費内訳書を提出していない場合(工事費内訳書及び入札書に記載された工事名又は工事番号が入札書に記載された内容と異なる、工事費内訳書に記載された金額が入札金額と一致しない等により、当該入札案件のものと特定できない場合(軽微な誤りである場合は除く。))を含む。)

(7) 入札書投かん後から落札決定までの間に入札金額について錯誤の申出があった入札で、民法(明治29年法律第89号)第95条に該当すると認められる場合

(8) その他入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者（香美市制限付一般競争入札実施要綱（令和7年香美市告示第178号）に基づいて行う制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）にあつては事後審査において入札参加資格を有すると認められないと判断された者を含む。）が入札をした場合

(2) 最低制限価格を下回る入札金額で入札をした場合

(3) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合

(4) 所定の入札箱に投かんしなかった場合

(5) 明らかに談合によると認められる入札をした場合

(落札者の決定方法)

第12条 次条に規定する場合を除き、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（制限付一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定方法)

第13条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（制限付一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

(落札決定)

第14条 落札となるべき入札があつたときは、速やかに落札者（制限付一般競争入札にあつては落札候補者）の決定を行う。

2 落札者を決定したときは、その旨を通知するとともに、第24条により入札結果を公表する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第15条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者（制限付一般競争入札にあつては落札候補者及び次点者）を決定する。

2 入札者は、前項のくじへの参加を辞退することができない。

(入札の保留)

第16条 やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

2 前項の規定により入札を保留したときは、速やかにその対応を決定し、入札参加者に通知しなければならない。

(再度入札)

第17条 開札の結果、予定価格の範囲内で落札となるべき入札がないときは、初度入札の例により直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において、再度入札を行う前に入札の辞退等により再

度入札に参加しようとする者が1者となったときは、この限りでない。

2 再度入札の回数は、最大2回（初度入札を含め最大3回）までとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1回目の再度入札に参加することができない。

- (1) 初度入札を辞退した者
- (2) 初度入札を辞退したものとみなされた者
- (3) 初度入札で失格となった者

4 第2回目の再度入札を行う場合において、前項中「第1回目」とあるのは「第2回目」と、「初度入札」とあるのは「第1回目の再度入札」と読み替えるものとする。

(更改入札等)

第18条 入札不調（第8条第2号、第3号及び第4号の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、入札公告又は指名通知を改めて行うことにより、同一の工事又は製造の請負、物件の買入れその他契約に係る入札（以下「更改入札」という。）を行う。

2 前項の更改入札は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札において、入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直した上で改めて入札公告し更改入札を行う。
- (2) 指名競争入札においては、別の入札に参加できる者を新たに指名して更改入札を行う。ただし、第8条第3号による入札不成立の場合には、当該入札者を再指名することを妨げない。

3 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次に掲げる者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の折衝を行うことがある。

- (1) 更改入札を行っても落札者を決定することができなかったとき。
- (2) 更改入札を行うことが困難なとき。

4 前項の随意契約による契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から見積書を徴するものとする。

- (1) 指名競争入札において入札参加者が1者しかなく入札不成立となった場合 当該入札参加者
- (2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合 当該入札に係る事業を遂行できると認められる者
- (3) 落札者を決定することができなかった場合 最低価格の入札者（第11条の規定により失格となった者を除く。）

5 第3項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第19条 落札者は、契約書に記名押印し、その他必要書類を添えて、これらを落札決定の日から7日以内（閉庁日を含む。）に提出しなければならない。ただし、別途その期日を定めた場合は、この限りでない。

2 落札者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者の落札を取り消す。

（1） 落札決定後、契約書作成までの間に当該落札者が落札の取消しを申し出た場合

（2） 当該落札者が契約書の作成に応じない場合

（3） 当該落札者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不当と認められる場合

3 前項第1号及び第2号の規定により当該落札者の落札を取り消した場合は、政令第167条の2第1項第9号の規定により当該契約を随意契約とすることができる。ただし、当該落札者の落札金額と予定価格との差が大きい場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定により、随意契約による契約を締結しようとするときは、当該契約に係る事業を遂行できると認められる者から見積書を徴するものとする。

5 第3項ただし書の規定により、随意契約とすることが適当でないときは、契約不調とし、更改入札を行うものとする。

6 第2項第3号の規定に該当する場合は、更改入札を行うものとする。

（現場代理人・技術者届等）

第20条 落札者は、契約の締結に際し、現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、落札を取り消す。

3 一般競争入札における第1項の届出について、その入札への参加の申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときは、落札を取り消す。

4 前2項の規定により落札を取り消す場合の取扱いについては、前条第6項の規定を準用する。

5 前4項の規定は、建設工事に係る委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

（議会の議決を要する契約）

第21条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）に定めるところにより香美市議会の議決を要する契約については、落札決定後に仮契約を締結するものとする。

2 前項の仮契約は、香美市議会の議決を得た後、発注者が受注者に対して当該契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる契約とする。

（契約の保証金）

第22条 落札者は、契約の締結に際し、規則第37条の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第38条の規定により免除された場合又は規則第39条第1項の規定

による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

（異議の申立て）

第 23 条 入札者は、入札後この告示、仕様書、設計書、図面その他入札ごとにあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

第 24 条 落札又は入札の結果は、入札結果は、入札記録に取りまとめて公表する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美市競争入札心得の規定は、施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知する指名競争入札から適用し、同日前に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

香美市長 様

住 所

氏 名 ㊟

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金 額					千	百	十	万	千	百	十	円
入 札 件 名												

備考

- 1 代理人による入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。
- 2 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 3 入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

年 月 日

香美市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 

委 任 状

住所

私は、都合により を代理人と定め、

氏名 

年 月 日執行の下記入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入 札 件 名

年 月 日

香美市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 ㊟

工 事 費 内 訳 書

工 事 名												
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

工 種 等	金 額 (円)											
直接工事費												
共通仮設費												
現場管理費												
一般管理費等												
工事価格												

工 事 価 格 の う ち の 法 定 福 利 費												
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 備考
- 1 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。
 - 2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札金額と一致すること。
 - 3 工種等は、設計書に掲げる各工種に対応するものとし、その金額を表示すること。
 - 4 法定福利費とは、工事価格のうち現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定事業主負担額をいう。
 - 5 この様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよい。

入 札 辞 退 届

入 札 件 名 _____

上記について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

香美市長 様

住 所

氏 名 ㊟

備考

- 1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入し押印すること。
- 2 代理人がこの書類を提出する場合は、委任状を添付すること。